

9月10日は下水道の日!

■下水道の役割

◆美しい自然のために…使った水をきれいにして川などへ戻します

◆快適な生活のために…水洗トイレが使えるなど、清潔で快適な生活環境になります

◆清潔で住みよいまちのために…川や道路の側溝がきれいになり、嫌な臭いもなくなります

◆安全なまちのために…大雨でも素早く雨水を川まで流し、浸水を防ぎます

■下水道を快適に使うために

◆台所では

・残飯などを流すと、詰まりの原因に。流し台に三角コーナーを置くなどして、流さないようにしてください

・天ぷら油などの油類を流すと、詰まりの原因になります。使用済みの油は「使い切る」「拭き取る」「吸い取る」などの処理をしてください

・熱湯をそのまま流すと、排水管故障の原因になります。冷ましてから流してください

◆トイレでは

・水に溶けにくいティッシュペーパーや紙おむつなどは、排水管が詰まる原因になりますので、流さないでください

◆お風呂や洗面所では

・髪の毛や石けんなどの固形物が、排水管の詰まる原因になります。こまめに取り除いてください

問▼上下水道局総務課 ☎(023)(843)434

カンちゃん
インフォメーション



上下水道局
マスコットキャラクター
カンちゃん

「水に関するポスター・絵画コンテスト」 「カンちゃんぬりえ展」の作品展示

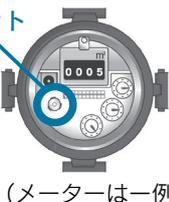
たくさんのご応募ありがとうございました。作品は9月6日(金)から17日(火)まで、市役所1階市民ホールに展示しています。ぜひお立ち寄りください!

問▼上下水道局総務課 ☎(023)(843)434

宅地内の漏水点検は定期的

宅地内で漏水が発生すると、漏水した水量分の水道料金・下水道使用料は、原則、お客さまの負担になります。定期的な漏水の点検をしましょう。

◆漏水の確認方法



(メーターは一例)

- ①屋内・屋外のすべてのじゃ口を閉める
- ②水道メーターのパイロット部分が回転しているか確認する

じゃ口を閉めてもパイロットが回転している場合は、漏水の可能性がります。回転していなくても、最近、水道料金が増えたなどの不安を感じたときは、お問い合わせください。

問▼お客様センター ☎(023)(843)31

漏水調査にご協力ください

平成30年度に秋田市で作った水の約5%(小学校のプール約6千杯分)が漏水により失われています。漏水は、地表に現れずに地下で大きくなり、道路で陥没を引き起こすこともあります。

上下水道局では、目に見えない漏水を早期に見出し修理するため、左の写真のような方法で漏水調査を実施しています。調査員が宅地内に立ち入ることもありませんので、ご協力をお願いします。なお、調査員は身分証明書を携帯しています。料金を請求されるなど、不審な調査や訪問があった場合はご連絡ください。

問▼水道維持課 ☎(023)(843)33



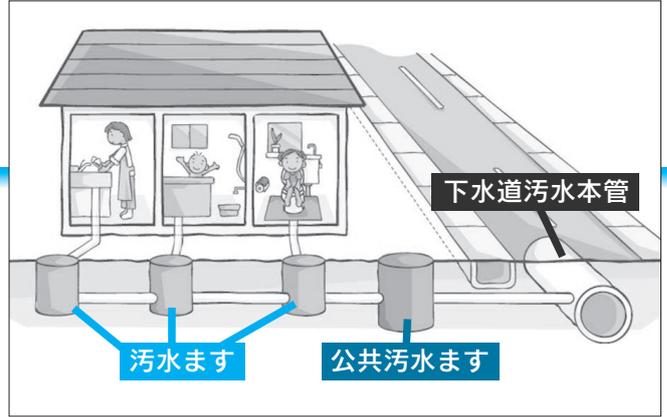
- ①水道メーターに音聴棒(細長い棒)をあてて漏水音を探知します
- ②漏水音を探知した場合、さらに周辺で漏水の疑いがある地点の漏水音を聴き取ります
- ③漏水を発見。修理し、埋め戻します

9月10日は下水道の日!

公共汚水ますの破損



マンホール周囲の舗装破損



排水設備の維持管理を

「公共汚水ます」から宅地の内側にある排水設備は、お客さまが維持管理する範囲です(上図参照)。

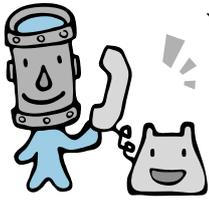
宅地内にある汚水ますを開けて、「においが気になるか」「排水の流れが悪くなるか」を定期的に確認しましょう。

問▶給排水課 ☎(823)8432

マンホールや公共汚水ますの破損などを見つけたらご連絡を!

道路内に設置されているマンホールに段差がある、道路付近に設置されている公共汚水ますが破損しているなどの異状を見つけた場合はご連絡ください。

問▶下水道整備課 ☎(864)1455



水道料金などにも消費税率10%が適用されます

10月から水道料金、下水道使用料などにも消費税率10%が適用されます。

9月30日以前から継続してご利用のお客さまには、下表のとおり12月または1月の定期検針分から10%が適用となりますので、ご了承ください。

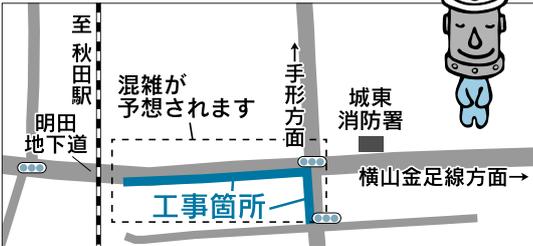
問▶お客様センター ☎(823)8431

1月	12月	11月	10月	9月	8月	検針月/適用税率
			検針日	← 使用期間 →		10月検針分/8%
		検針日	← 使用期間 →			11月検針分/8%
	検針日	← 使用期間 →				12月検針分/10%
検針日	← 使用期間 →					1月検針分/10%

明田地下道東側で通行規制を実施

水道工事に伴い、9月中旬から明田地下道の東側で通行規制を行います。周辺は混雑が予想されますので、中央道路を利用するなど、迂回にご協力をお願いします。

問▶水道建設課 ☎(823)8435



指定給水装置工事業者の更新制度が導入されます

10月1日から、指定給水装置工事業者は5年ごとの更新が必要になります。詳しくは、お問い合わせください。

貯水槽水道の管理は設置者で

マンション、ビルなどの大きな建築物で、水道水をいったん貯水槽(受水槽など)に貯めてからお客さまに給水する施設を「貯水槽水道」といいます。

貯水槽水道の水質や施設の管理は、貯水槽水道の設置者(所有者)自らの責任で行っていただきます。もし、水質(色、にごり、におい、味など)にお気づきの点があったら、設置者にご相談ください。

詳しくは、市ホームページをご覧ください。(広報ID番号10083001)
問▶給排水課 ☎(823)8432

上下水道の広場では、みなさまからのご意見、ご質問などをお待ちしています。
〒010-0945 川尻みよし町14-8
上下水道局総務課経営企画係

☎(823)8434
FAX(824)7414
Eメール ro-wmn@city.akita.akita.jp
広報ID番号 1000106

◆「広報ID番号」は、市ホームページ画面上でのページ検索の際に入力してください